

「令和8年熊本地震災害義援金」募集要項

1 趣旨

令和8年7月28日に発生した「熊本地震」により被害を受けた被災地の一日も早い復旧・復興を後押しすべく、「①被災事業者の事業再開」「②被災商工会議所の再建」「③観光回復等」に活用していただくための義援金の募集を行います。※法人・個人を問わずご協力をお願いしております。

2 義援金の募集期間

令和8年9月1日（火）～令和8年11月30日（月）までといたします。

3 実施機関

義援金の募金活動の実施機関は日本商工会議所とし、とりまとめを北大阪商工会議所とします。

4 義援金の受付 1口1万円～

送金先（専用口座）

金融機関：枚方信用金庫 本店営業部

口座番号：普通預金 0774883

口座名義：キタオカショウコウカイギョウ エンギンコウサ カイトウ サキ ケイキ

北大阪商工会議所義援金口座 会頭 佐々木 啓益

（お手数ですが、手数料はご負担願います）

5 義援金の取扱い

当商工会議所で取りまとめた義援金については「日本商工会議所」を通じて商工業者への支援など、地域の復旧・復興の為、被災商工会議所および商工会議所連合会へ配分されます。

6 受領書の発行

寄附金税制上、本義援金は「一般寄附金」の取扱いとなります。詳細は以下のとおりです。

①個人が災害支援金を支出する場合の所得税の取扱い→所得控除はありません。

②法人が災害支援金を支出する場合の法人税の取扱い

一般寄附金は、下記の損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められています。

〔期末資本金の額等（資本金の額＋資本準備金の額又は出資金の額）×12分の当期の月数×1000分の2.5＋所得の金額（法人税申告書別表四 仮計の金額＋支出寄附金の額）×100分の2.5〕×4分の1＝〔損金算入限度額〕

計算例 期末資本金の額等 1,000 万円、所得の金額 1,500 万円、1 年決算法人の場合の損金算入限度額

〔1,000 万円×12 分の 12×1000 分の 2.5＋ 1,500 万円 ×100 分の 2.5〕×4 分の 1＝〔10 万円〕

※国または地方公共団体に対する寄附金については、個人において一定の金額の所得控除が可能なほか、法人において全額の損金算入が可能です。一定の金額の所得控除や全額の損金算入を希望される場合は、国または地方公共団体（県市町村）への募金をご検討いただけますと幸いです。

7 問合せ先

北大阪商工会議所 総務会員課

〒573-1159 枚方市車塚 1-1-1 輝きプラザ 6 階 枚方市立地域活性化支援センター内

TEL：072-843-5151 FAX：072-841-0173